

京都市道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第94号

京都市道路占用規則の一部を改正する規則

京都市道路占用規則の一部を次のように改正する。

第12条第18号中「その他これに類する線類」を「その他の線類及び管路並びに変圧器その他の当該線類と一体的に設置される設備（地上に設置されるものを含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)